1. 化学物質等及び会社情報

製品名称	：ソフランプライマーU－006
製品分類	：ウレタン樹脂
会社名	：東洋ゴム化工品株式会社
担当部署	：防水資材販売部
住所	：東京都新宿区天神町10番地
電話番号	：03－3235－1713
FAX 番号	：03－3235－1500
推奨用途及び使用上の制限	：建築物の防水（屋上、ベランダ、バルコニー、開放廊下等）

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	：引火性液体	区分1
健康に対する有害性	：急性毒性（経口）	区分5
	：急性毒性（経皮）	区分外
	：急性毒性（吸入：蒸気）	区分3
	：皮膚腐食性／刺激性	区分2
	：眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	：呼吸器感作性	区分1
	：皮膚感作性	区分1
	：生殖細胞変異原性	区分2
	：発がん性	区分1B
	：生殖毒性	区分1A
	：特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	区分1（呼吸器、中枢神経、肝臓） 区分3（起動刺激性）
	：特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	区分1（呼吸器、中枢神経、腎臓、肝臓）
	：吸引性呼吸器有害性	区分2
環境に対する有害性	：水生環境急性有害性	区分3
	：水生環境慢性有害性	区分外

上記で記載が無いものは、分類できない、分類対象外。

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語	：危険
有害性情報	：極めて引火性の高い液体及び蒸気
	：飲み込むと有害のおそれ
	：吸入すると有害
	：皮膚刺激
	：重篤な眼の損傷
	：吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
	：アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
	：遺伝性疾患のおそれの疑い

：発がんのおそれ
：生殖能または胎児への悪影響のおそれ
：呼吸器、中枢神経、肝臓の障害
：長期または反復ばく露による呼吸器、中枢神経、肝臓、腎臓の障害
：飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
：水生生物に有害

注意書き

【安全対策】
：使用時に取扱説明書を入手すること。
：すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
：熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。(禁煙)
：防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
：静電気放電に対する予防措置を講ずること。
：火災の発生しない工具を使用すること。
：この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。
：呼吸保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
：取扱い後はよく手を洗うこと。
：ﾋｭｰﾑ、ﾐｽﾄ、蒸気、ｽﾌﾟﾚｰを吸入しないこと。
：屋外の換気のよい場所でのみ使用すること。
：気分の悪い時は、医師に連絡すること。
：容器を密閉しておくこと。
：環境への放出を避けること。

【応急措置】
：火災の場合は、適切な消火方法をとること。
：皮膚または髪の毛に付着した場合は、直ちにすべての汚染された衣類を脱ぐこと。取り除くこと。汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
：皮膚に付いた場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。
：皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
：吸入して呼吸困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
：暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。
：眼に入った場合は水で数分間注意深く洗うこと。次に、ｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
：飲み込んだ場合は、直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。

【保管】
：定められた保管場所に施錠して保管すること。
：容器を密閉して換気の良いところに保管すること。

【廃棄】
：内容物及び容器は、都道府県知事の認可を受けた廃棄物業者に依頼して廃棄すること。

国/地域情報 情報なし

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別　混合物

化学名又は一般名

成分名	含有量(%)	CAS. No	官報公示整理番号(化審法)
ｳﾚﾀﾝﾌﾟﾚﾎﾟﾘﾏｰ	12～15	該当なし	該当なし
ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ	1.0	26471-62-5	3-2214
ﾄﾙｴﾝ	6.3	108-88-3	3-2
ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ	65～75	78-93-3	2-542
ｼﾞﾒﾁﾙﾎﾙﾑｱﾐﾄﾞ	7.9	68-12-2	2-680

略称: ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ(TDI)、ﾄﾙｴﾝ(TOL)、ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ(MEK)、ｼﾞﾒﾁﾙﾎﾙﾑｱﾐﾄﾞ(DMF)

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気の場所に移し、安静にさせる。
症状がひどいときは、医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合 : 皮膚に付着した場合は、速やかに石鹸水と水でよく洗うこと。
目に入った場合 : 直ちに流水で 10 分間以上洗眼した後、眼科医の診察を受ける。
飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中を洗った後は、医師の診断を受ける。
最も重要な兆候及び症状 : 吸入すると咳、咽頭痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失。
: 皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。
: 眼に接触すると、発赤、痛み。
: 被災者に意識の無い場合は、速やかに医師の治療を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 : 初期火災には粉末、炭酸ｶﾞｽ、泡消火器、乾燥砂、大量の噴霧水を用いる。
使ってはならない消火剤 : 棒状注水
特有の危険有害性 : 火災によっては、有毒ｶﾞｽを発生するおそれがある。
: 加熱により容器が爆発するおそれがある。
: 極めて燃えやすく、熱、火花、火災で容易に発火する。
特有の消火方法 : 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合は、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
: 製品容器及び周囲に散布し冷却する。
消火を行う者の保護 : 消火活動の際には、有毒ｶﾞｽを発生するので、自給式呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 : 漏出した場所の換気をよくする。
: 保護眼鏡・防毒ﾏｽｸ・不浸透性の手袋、保護衣、保護靴等を着用して作業を行う。
: 作業時は、帯電防止工具を用いる。
: 関係者以外の立ち入りを禁止する。
緊急時措置 : 何よりも速く乾燥砂等を散布し、拡散の防止を図る。
環境に対する注意事項 : 漏出物を直接河川や下水に流してはならない。
回収、中和 : 危険でなければ、できるだけ液体を容器に回収する。
二次災害の防止策 : すべての着火源を速やかに取り除く。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い : 降雨や湿度の高い環境での使用は避けること。

技術的対策	：室内での取扱いは、局所排気装置を設置する。
局所排気・全体換気	：全体排気を行い、通気をよくする。
注意事項	：使用前に取扱説明書を入手する。
	：火気のある場所では使用しないこと。(火気厳禁)
安全取扱い注意事項	：防毒ﾏｽｸ、保護眼鏡、不浸透性手袋を必ず着用する。
接触回避	：取扱い終了後は、手洗い、うがい、入浴を励行する。
保管	：消防法の危険物なので消防法に従って保管を行う。
技術的対策	：空気中の水分と反応して変質するので、開封した場合は、容器内を窒素あるいは乾燥した空気で置換し密閉して保管する。
混触危険物質	：空気中の水分、ｱﾐﾝ、ｱﾙｺｰﾙ類等と反応して変質する。
保管条件	：保管する場合は、直射日光の当たらない冷暗所で、定められた場所に保管する。
	：酸化剤から離して保管する。
	：施錠して保管すること。
	：硬化剤又は、水、ｱﾐﾝ、ｱﾙｺｰﾙ等と混合した場合は、密閉保管厳禁。
容器包装材料	：製品に使用されている容器で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

成分名			
ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄとして	管理濃度		0.005ppm
	許容濃度	日本産業衛生学(2008)[6]	0.005ppm(TWA)
		ACGIH	0.005ppm(TLV-TWA)
		ACGIH	0.02ppm(TLV-STEL)
ﾄﾙｴﾝとして	管理濃度		50ppm
	許容濃度	日本産業衛生学(2008)[6]	50ppm
		ACGIH	50ppm(TLV-TWA)
ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝとして	管理濃度		200ppm
	許容濃度	日本産業衛生学(2008)[6]	200ppm
		ACGIH	200ppm(TLV-TWA)
		ACGIH	300ppm(TLV-STEL)
ｼﾞﾒﾁﾙﾎﾙﾑｱﾐﾄﾞとして	管理濃度		10ppm
	許容濃度	日本産業衛生学(2008)[6]	10ppm
		ACGIH	10ppm(TLV-TWA)

設備対策	：防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
	：静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	：この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。
	：空気中の濃度を暴露下限以下に保つために排気用の換気を行うこと。
	：作業者は、適切な保護具を着用して作業を行う。
保護具	
呼吸器の保護具	：空気呼吸器 JIS T 8155、送気ﾏｽｸ JIS T 8153
手の保護具	：ｺﾞﾑまたはﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製保護手袋(不浸透性)
眼の保護具	：適切な眼の保護具を着用すること。(側板付保護眼鏡等)
皮膚及び身体の保護具	：適切な保護具を着用すること。長袖作業衣および作業靴。
衛生対策	：使用後は、手を洗い、汚染された作業衣は作業場から出さない。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	：淡黄色透明液体
臭い	：芳香臭、溶剤臭
pH	：ﾃﾞｰﾀなし
引火点	：－7.5℃
爆発範囲	：ﾃﾞｰﾀなし(1.1～7.1vol%(TOL)、2.2～15.2vol%(100℃)(DMF)、1.8～11.5vol%(MEK))
蒸気圧	：ﾃﾞｰﾀなし(3.8kPa(25℃)(TOL)、10.5kPa(20℃)(MEK)、492kPa(25℃)(DMF))
蒸気密度(空気 = 1)	：ﾃﾞｰﾀなし(3.18 計算値(TOL)、2.41 計算値(MEK)、2.52 計算値(DMF))
比重(密度)	：0.97
溶解度	：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、酢酸ｴﾁﾙ、MEK 等の溶剤に溶解する。
オクタノール/水分配係数	：ﾃﾞｰﾀなし
自然発火温度	：ﾃﾞｰﾀなし(480℃(TOL)、505℃(MEK)、445℃(DMF))
分解温度	：ﾃﾞｰﾀなし
臭いのしきい(閾)値	：ﾃﾞｰﾀなし
蒸発速度	：ﾃﾞｰﾀなし
燃焼性(固体、ガス)	：ﾃﾞｰﾀなし
粘度	：30mPa･s/25℃

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	：法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定。
危険有害の可能性	：強酸化剤と激しく反応して発火する。
	：ｱﾐﾝ、ｱﾙｺｰﾙ、水類の活性水素を有する化合物と容易に反応する。
避けるべき条件	：加熱厳禁。
	：水と反応して炭酸ｶﾞｽを発生するため、水を含んだ液を密閉容器に入れると容器が膨れ、場合によっては破裂することもある。
混触危険物質	：情報なし(強酸化剤、塩基性物質、還元剤等とは混合しない)
危険有害な分解生成物	：情報なし(加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。)

11. 有害性情報

急性毒性	急性毒性	
(経口)	：「区分5」[1](TDI)	LD_{50} 3,332mg/kg(計算値)ﾗｯﾄ
	：「区分5」[10](TOL)	LD_{50} 2,600-7,530mg/kg ﾗｯﾄ
	：「区分5」[10](MEK)	LD_{50} 2,483-5,520mg/kg ﾗｯﾄ
	：「区分5」[10](DMF)	LD_{50} 2,000-7,170mg/kg ﾗｯﾄ
(経皮)	：「区分外」[1](TDI)	LD_{50} 10,000mg/kg(計算値)
	：「区分外」[10](TOL)	LD_{50} 12,000mg/kg ﾗｯﾄ
	：「区分外」[10](MEK)	LD_{50} ＞5,000mg/kg ｳｻｷﾞ
	：「区分5」[10](DMF)	LD_{50} 3,500-11,140mg/kg ﾗｯﾄ
(吸入:蒸気)	：「区分 1」[1](TDI)	LC_{50} 0.099mg/l(4h)ﾗｯﾄ
	：「区分4」[10](TOL)	LC_{50} 12.5-33mg/l(4h)ﾗｯﾄ
	：「区分5」[10](MEK)	LC_{50} 37.5mg/l(4h)ﾗｯﾄ(計算値)
	「区分3」[10](DMF)	LC_{50} 4.7mg/l(4h)ﾗｯﾄ(換算値)
皮膚腐食性･刺激性	：「区分2」[1](TDI):NITE での 2,4TDI、2,6TDI の区分 2 より。	
	：「区分2B」[10](TOL):ｳｻｷﾞを用いた皮膚一次刺激性試験結果、中程度刺激。	
	：「区分2B」[10](MEK):ｳｻｷﾞでの皮膚適用試験で軽度、中程度刺激。	
	：「区分外」[10](DMF)	
眼に対する重篤な損傷･	：「区分2A」[1](TDI):ｳｻｷﾞを用いた眼刺激性試験のﾃﾞｰﾀ「刺激を有し、角膜	

眼刺激性 上皮に弱い障害を生じる」等
：「区分2B」[10](TOL)：ウサギを用いた OECD テストガイドラインに準拠した眼刺激性試験結果の記述から 7 日間で回復する。
：「区分2B」[10](MEK)：ヒトの蒸気ばく露例で眼に刺激性が見られた。ウサギを用いた眼刺激性試験で 24 時間後の評点の平均角膜混濁 2.5、結膜発赤 2 であったが 7 日以内にほぼ回復する。
：「区分1」[10](DMF)：ウサギを用いた眼刺激性試験により、「75-100%の水溶液ではより強度の刺激性を示した。」、「14 日までに、軽度の結膜の発赤、中程度の角膜損傷が、重度の損傷、軽微な表面の変形、角膜下血管新生の領域と共にみられた。」

呼吸器感作性／皮膚感作性 ：「区分1」[1](TDI)：呼吸器感作性は、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会「呼吸器感作性物質」日本産業衛生学会勧告(2005)「気道第 1 群」。
皮膚感作性は、繰返し暴露により感作が成立し、気管支喘息に似た症状を起こしたり、皮膚炎を起こすこともある。動物を用いた皮膚感作性試験結果「陽性」日本産業学会勧告(2005)「皮膚第2群」、ACGIH-TLV(2005)「SEN」。

生殖細胞変異原性 ：「区分外」[10](TOL、MEK)
：「区分2」[10](DMF)：CERI-NTTE 有害性評価書 No.8(2005)の記述から体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性の結果がある。

発がん性 ：「区分2」[1](TDI)：IARC グループ 2B、ACGIH A4、日本産業衛生学会 2B
：「区分外」[10](MEK)、
：「区分 1B」[10](DMF)：「厚生労働省委託癌原性試験 2000」で吸入による癌原性試験の結果、ラットの雄雌に肝臓の肝細胞膜腫と肝細胞癌の発生増加が認められ、マウスの雄雌に肝臓の肝細胞腺腫、肝細胞癌の発生増加が最低量 200ppm から、さらにマウスの雄に特に悪性の高い肝芽腫が認められ、ラット、マウスの雄雌とも明らかな癌原性が示された。厚生労働省より「労働者の健康障害を防止する指針」が出されている。
IARC グループ 3、ACGIH A4、日本産業衛生学会 2B であるが厚生労働省委託癌試験を採用し、区分 1B とした。

生殖毒性 ：「区分1A」[10](TDI)：ヒト疫学研究でばく露による自然流産の増加、妊婦のトルエン乱用による新生児の発育異常・奇形・トルエンばく露による血漿中の黄体形成ホルモン、テストステロン濃度の減少が示唆されている。動物実験では、ラット及びマウスの催奇形性試験において母動物に一般毒性の見られない用量で死亡胎児・骨化遅延の増加、胸骨分節の減少・末骨化、肋骨の奇形、過剰肋骨、骨格の発達遅延、反射反応の遅延、学習障害、膣開口日齢及び Time of testes descent の早期化がみられている。
：「区分外」[10](MEK)
：「区分 1B」[10](DMF)：CERI-NTTE 有害性評価書 No.8(2005)から、親動物に一般毒性影響のみられない濃度で、次世代に奇形(口蓋裂、外脳症、水頭症、蝶形骨次損、癒合肋骨、尾欠損)などがみられることによる。

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） 「区分1」（呼吸器、中枢神経系）[10](TDI)：「眼、気道、皮膚に対する刺激性、：激しい乾性の咳、喀痰、胸部絞扼感、呼吸困難、悪心、嘔吐、重篤な気管支痙攣を伴った気管支炎、肺水腫、肺炎、長期に亘って頭痛、健忘、集中力欠如、錯乱、人格の変化、易刺激性、鬱のような中枢神経系に対する影響」(CERI ハザードデータ集 97-20(1998))、「高揚感、運動失調、断続的な四肢の痙攣、めまい、意識消失、頭痛、集中力欠如、記憶障害、混乱、被刺激性、抑うつ」(EHC 75(1987)) 等の記述があることから呼吸器、中枢神経が標的臓器と考えられた。
「区分1」（中枢神経系）[10](TOL)：ヒトについて「主に吸入によって速やかに

吸収され中枢神経系に作用する。50-100ppm で疲労感、眠気、めまい、軽度の呼吸器系への刺激をもたらす。200-400ppm では興奮状態となり、錯感覚や吐き気を伴う。500-800ppm になると中枢神経系の抑制が現れ、酩酊、精神錯乱、歩行異常などがみられる。」、「眼、鼻、喉に対する刺激。」等の記述、動物実験については、「麻酔」等の記述がある。
「区分1」（中枢神経系）[10](MEK)：ﾗｯﾄ又はﾏｳｽの吸入ばく露試験では、比較的低濃度で中枢神経に影響がみられていることから、腎臓も標的臓器と判断される。ﾋﾄ吸入ばく露例に気道刺激性がみられたとの記述がある。
「区分1」（肝臓）[10](DMF)：ﾋﾄについて「摂食障害、嘔吐、腹部、腰部、大腿部の痛みがみられ、症状が消えた後でも肝臓で線維化、組織球の集簇」(CERI・NITE 有害性評価書 No8(2005)の記述があり、実験動物では、「肺胞壁の肥厚」等の記述があることから、肝臓、呼吸器が標的臓器と考えられる。なお、実験動物に対する影響は区分2に相当するｶﾞｲﾀﾞﾝｽが見られた。
「区分3」（気道刺激性）[10]（MEK）：呼吸器への刺激のおそれ

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：「区分1」（呼吸器）[1) 9)10)](TDI)：ﾋﾄについて「喉への刺激性、呼吸困難」(EHC 75 (1987))等の記述、動物実験については、「鼻腔の炎症、間質性肺炎、カタル性気管支炎、気管炎、気管支炎、肺炎に伴って細気管支壁における線維組織の増生」(CERI ﾊｻﾞｰﾄﾞﾃﾞｰﾀ集 97-20(1998))、「肺、気管、肝臓で被験物質投与によると考えられる変化が観察された、気管支炎、肺の気管支上皮の再生像および繊毛消失、肝臓の脂肪化」(厚生省報告(2001))等の記述があることから、呼吸器、肝臓が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、呼吸器への影響が区分1、肝臓への影響が区分2に相当するｶﾞｲﾀﾞﾝｽ値の範囲でみられた。
区分1（中枢神経、肝臓、腎臓）[10](TOL)：ﾋﾄについて「薬物依存性があり、嗜好的吸入により、視野狭窄又は眼振や難聴を伴う頭痛、振戦、運動失調、記憶喪失といった慢性的中枢神経障害が報告されている。CT検査により脳萎縮が観察され、血尿やたんぱく尿など腎機能障害も報告されている。」、「難聴、脳幹聴性誘発電位の変化」、「SGOT の上昇、肝細胞の脂肪変性やリンパ球浸潤を伴う肝毒性」等の記述があることから、中枢神経系(脳、内耳への影響を含む)、腎臓、肝臓が標的臓器と考えられた。
：区分 1(中枢神経、末梢神経系）[10](MEK)：ﾋﾄ職業ばく露例に手及び腕の感覚、麻痺がみられたとの記述、職業ばく露例での中枢神経を示唆する記述ならびに中枢神経に影響が見られた 3 症例についての記述から標的臓器は中枢神経及び末梢神経と考えられる。
：区分 1(肝臓)[10](DMF)：ﾋﾄについて「肝機能障害」、「ｱﾙｺｰﾙ不耐性の兆候がみられた」「肝臓障害の増加 AST または ALT の上昇」、「限局性肝細胞壊死、滑面小胞体の微小胞の脂肪変性」の記述があり、実験動物では、「小葉中心性の肝細胞肥大」、「急性肝細胞障害を示唆する」、「SGPT 及び SGOT 活性の上昇、幼若動物の肝臓に病理組織学的な変化」、「100ppm 以上:ALP 活性上昇 200ppm 以上:ALT 活性上昇」、「200ppm 以上:肝臓の単細胞壊死」等の記述がある。なお実験動物に対する影響は、区分2に相当するｶﾞｲﾀﾞﾝｽ値の範囲で見られた。

吸引呼吸器有害性：「区分 1」[1) 9)10)](TOL)、「区分2」[10](MEK)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性（急性）「区分 1」[9)10)](TDI)

	：急性水生毒性		
ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄとして	：LC_{50}(魚類:ﾋﾗﾒ)	46mg/l(96h)	IUCLID
	：LC_{50}(藻類:ｸﾛﾚﾗ)	4,300mg/l(96h)	IUCLID
	：EC_{50}(甲殻類:ｵｵﾐｼﾞﾝｺ)	18.3mg/l(48h)	化学物質評価研究機構

：「区分 3」[1](TDI)環境への漏洩ではほとんど生成されず、ﾎﾟﾘｳﾚｱがﾄﾙｴﾝｼﾞｱﾐﾝと水の反応生成物である。(IUCLID Data sheet、EU(1995))

：「区分 1」[9)10)](TDI):加水分解物であるﾄﾙｴﾝｼﾞｱﾐﾝの毒性を示すと考えられ、ﾄﾙｴﾝｼﾞｱﾐﾝの測定濃度から算出した魚類(ﾏﾀﾞｲ)の LC_{50} 0.153mg/L(96h)[9)10)]

：「区分 3」[1](TOL):EC_{50}(甲殻類:ﾌﾞﾗｳﾝｼｭﾘﾝﾌﾟ):3.5mg/l(96h)
急速分解性がある。(BOD による分解性 123%)
「区分外」[1](MEK、DMF)、

水生環境有害性(慢性) ：「区分 1」[9)10)](TDI):急性毒性区分1、急速分解性がない。
「区分外」[10](TOL):生物蓄積性が低いと推定される。(log Kow=2.73)
「区分外」[1](MEK、DMF)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 ：都道府県知事の認可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。
：廃棄物の処理を委託する場合は、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
：関係法規ならびに地方自治体の基準に従って適切に処分する。

汚染容器及び包装 ：空容器を廃棄する場合は、液体内容物を除去する。
：除去できない場合は、硬化させて処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制 ：航空輸送は、ICAO/IATA 及び海上輸送は、IMGDG の規制に従う。
国連分類 ：該当せず。(但し、1%含有成分の TDI としてはクラス 6 毒物)
国連番号 1133
国内規制
陸上輸送 ：消防法、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送 ：船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送 ：航空法に定められている運送方法に従う。
特別の安全対策 ：危険物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物	：TDI(政令番号:22)
	(法第 57 条第 1 項、施行令 18 条、規則第 30 条別表第二)	：ﾄﾙｴﾝ((政令番号:23)
		：ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ((政令番号:36 の 3)
		：DMF(政令番号:14 の 9)
	名称を通知すべき有害物	：TDI(政令番号:405)
	(法第 57 条の 2、施行令 18 条の 2 別表 9、	：ﾄﾙｴﾝ((政令番号:407)
	規則第 34 条別表第二の二)	：ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ(政令番号:570)
		：DMF(政令番号:299)
	特定化学物質障害予防規則令第 39 号(別表第三)	：第 2 類物質(TDI)(政令番号:24)
	(労働安全衛生法令政令第 380 号別表第三)	(政令番号:23)
	有機溶剤中毒予防規則(施行令別表第六の二)	：ﾄﾙｴﾝ、ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ、
	(第 2 種有機溶剤)	：DMF

労働安全基準法	疾病化学物質 (法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 号 4 号)	: TDI、ﾄﾙｴﾝ、 DMF
化学物質審査規制法	第二種監視化学物質	DMF（通し番号 387）
化学物質排出把握管理	第一指定化学物質	: TDI(政令番号：298)
促進法(PRTR法)	(法第 2 条第 2 項、施行令 1 条別表第 1)	ﾄﾙｴﾝ(政令番号：300) DMF(政令番号：232)
消防法	危険物	第四類第1石油類 等級Ⅱ
航空法	危険物(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)	: 等級 6.1 毒物(TDI) 引火性液体(ﾄﾙｴﾝ) 引火性液体(ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ) 引火性液体(DMF)
船舶安全法	危険物（危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)	: 等級 6.1 毒物(TDI) 引火性液体(ﾄﾙｴﾝ) 引火性液体(ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ) 引火性液体(DMF)
海洋汚染防止法	有害液体物質（施行令別表第一）	: Y類(ばら積輸送)(TDI) Y 類(ﾄﾙｴﾝ、DMF) Z 類(ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ)
大気汚染法	有害大気汚染に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会)	: ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ類
港則法	施行規則 12 条危険物告示引火性液体類	: ﾄﾙｴﾝ、ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ、DMF

16. その他の情報

引用文献等

1）ウレタン原料工業会：ポリウレタン原料について－安全取り扱い手引き（2008）
ウレタン原料工業会：ポリウレタン原料工業の概要（2005）
ウレタン原料工業会：TDI輸送管理指針（2008）
2）日本化学会：防災指針 ﾄﾘﾚﾝｼﾞｲｿｼｱﾈｰﾄ（1996）
3）Woolrich,P.F.;Am..Ind.Hyg.Assoc.J.,43,89-97(1982)
4）Duncan,B.,et al..;Am. Ind.Hyg..Assoc.J.,23,447-456(1962)
5）化学と工業第43巻（1990）第8号
6）日本産業衛生学会[産業衛生学会雑誌]（2008）
7）労働省基発第312号の2（平成5年）
8）[TLVs AND BEIs]（2008）（ACGIH）
9）NITE化学物質総合情報提供システム NITE（製品評価技術基盤機構）GHS 分類表
10）安全衛生情報センター：MSDS 一覧表
安全衛生情報センター：GHS 対応による混合物（化学物質）の MSDS 作成方法の研修テキスト（改定版）
安全衛生情報センター：第4章混合物を中心とした GHS 分類解説
安全衛生情報センター：GHS 用語の定義及び略語
11）International Chemical Safety Cards （2008）(ICSC：0339、1301)

○本文中の記載内容は、当社の最善の知見に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。
○すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いには細心の注意が必要です。
御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださる様御願い申し上げます。